

さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款運用指針

平成20年6月20日設定

平成21年1月27日改正

平成23年4月 1日改正

平成29年10月1日改正

平成30年4月 1日改正

令和 2年9月 1日改正

令和 5年4月 1日改正

第4条関係

- 1 建設工事請負契約において求める契約の保証については、原則として、金融機関等若しくは公共工事履行保証証券による金銭的保証又は履行保証保険契約の締結のみとし、保証の種類については受注者の選択にゆだねること。
- 2 第1項第3号の「発注者が確実と認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、又はその他の貯金の受入れを行う組合とする。
- 3 第1項第3号に定める保証事業会社が行う保証については、前払保証金の特約事項とされているため、契約の保証を求める場合にはできる限り前払金を実施すること。
- 4 受注者が第1項第3号における保証を付するときは、銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社が交付する保証書を、同項第4号における保証を付するときは保険会社が交付する公共工事履行保証証券にかかる証券を、同項第5号における保険契約締結による場合は保険会社が交付する履行保証保険に係る証券を提出（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め発注者の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）により、提出とみなしたものを含む）させるものとし、契約締結後は、契約書と一緒に綴り、又は保管しておくこと。
- 5 受注者から第1項第3号における保証にかかる保証書の提出を受けたときは、次の事項を確認すること。
 - (1) 名宛人が発注者名であること。
 - (2) 保証人が第1項第3号に定める者であり、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (3) 保証委託者が受注者であること。
 - (4) 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
 - (5) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (6) 保証にかかる工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - (7) 保証金額が契約保証金以上であること。
 - (8) 保証期間が工期を含むものであること。
 - (9) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

- 6 受注者から公共工事履行保証証券にかかる証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険にかかる証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次の事項を確認すること。
- (1) 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が発注者名であること。
 - (2) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
 - (3) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が受注者であること。
 - (4) 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
 - (5) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - (6) 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が請負代金額の10分の1以上であること。
 - (7) 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が工期を含むものであること。
- 7 請負代金額の増額変更があつた場合で、変更後の請負代金額の増額分が変更前の請負代金額の10分の3を超える場合においては、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。
- 8 請負代金額の減額変更があつた場合で、受注者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。
- 9 工事が完成した場合においては、金融機関の保証書については受注者に返還し、保証事業会社の保証書、公共事業履行保証証券にかかる証券及び履行保証保険にかかる保険証券については返還することなく保管すること。なお、受注者から提出された保証書を返還する際には、あらかじめ写しをとっておくこと。
- 10 供用開始時期の関係等から、発注者自らが残工事の発注を行うことが困難な場合又は水道事業管理者が特に必要と認めた工事においては、例外的に公共工事履行保証証券による役務的保証を求めることができるものとする。
- 11 請負金額が300万円未満の小規模工事又は単価契約による工事である場合は、契約の保証を免除することができる。

第10条関係

第2項に定める現場代理人の工事現場における常駐及び第3項に定める「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこと」に関する取扱いについては、別途定める「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」により取扱うこと。

第35条関係

- 1 前払金（中間前払金を除く。）の支払いの請求ができる工事は、一件当たりの契約額が30

0万円以上のものとし、請負代金額（継続費等に係る契約にあつては、当該会計年度における支払限度額）の10分の4以内とする。なお、支払いは万単位で行い、万未満の額は切り捨てる。

2 中間前払金の支払いの請求ができる工事は、次の要件をすべて満たしている場合とし、請負代金額（継続費等に係る契約にあつては、当該会計年度における支払限度額）の10分の2以内とする。なお、支払いは万単位で行い、万未満の額は切り捨てる。

(1) 一件当たりの請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超えること。

(2) 工期の2分の1（継続費等に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過（継続費等に係る契約にあつては、工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過）するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事（継続費等に係る契約にあつては、既に行われた当該会計年度の工事）に係る作業に要する経費が請負代金額（継続費等に係る契約にあつては、当該会計年度を支払限度額）の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とし、計算して求めた額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第47条関係

第4条に規定する契約の保証が公共工事履行保証証券によるものである場合（役務的保証を求める場合を除く。）で、受注者が第1項各号に掲げる解除事由に該当するときは、保証人に対して代替履行請求をすることなく契約を解除すること。

第48条関係

第4条に規定する契約の保証が公共工事履行保証証券によるものである場合（役務的保証を求める場合を除く。）で、受注者が第1項各号に掲げる解除事由に該当するときは、保証人に対して代替履行請求をすることなく契約を解除すること。

第53条関係

年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とし、計算して求めた額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第54条関係

年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とし、計算して求めた額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第54条の2関係

年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とし、計算して求めた額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第55条関係

年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とし、計算して求めた額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。